



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学識法とドイツ国制史 : ハインリヒ獅子公の訴訟とゲルンハウゼン証書
Author(s)	ランダウ, ペーター; Landau, Peter; 田口, 正樹//訳
Citation	新世代法政策学研究, 12, 149-175
Issue Date	2011-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47289
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP012_004.pdf



学識法とドイツ国制史： ハインリヒ獅子公の訴訟とゲルンハウゼン証書

ペーター・ランダウ (Peter LANDAU)

田口 正樹 (訳)

I. 序

ボローニャのローマ法注釈学派がフリードリヒ・バルバロッサの政治的思考に及ぼした影響は、1158年のロンカリア帝国集会における皇帝とボローニャの有名な4博士との会見に関して年代記作者オットー・モレナが記したよく知られた報告に結びつく形で、古くから、そしてまたごく最近の研究においても、繰り返し議論されてきた。その際の主要テーゼは常に、12世紀の注釈学派はバルバロッサの政治的イデオロギーに、したがってまたヨーロッパにおける公法の発展にも、根本的な寄与をしたのだ、というものであった。この観念は、ケン・ペニンントンが指摘したように¹、既に18世紀末にエドワード・ギボンの『ローマ帝国衰亡史』の中に見られる。この問題に対する最新の寄与は、クアリオーニとディルヒャーが編集し

¹ K. Pennington, *The Prince and the Law, 1200-1600, Sovereignty and Rights in the Western Tradition*, Berkeley etc. 1993, S. 10. これに関して E. Gibbon, *History of the Decline and Fall of the Roman Empire*, vol. II (ed. Modern Library New York o.J.), ch. XLIX, p. 628 も参照。「皇帝の紫衣の光輝を回復しようという野心に燃えて、フリードリヒ1世は政治家としての手腕、戦士としての武勇、そして専制君主の残酷さとともに、ロンバルディアのもろもろの都市共和国へ侵入した。少し前にバンデクテン (学説集) が[再]発見されていたことで、専制にとってきわめて都合の良い学問が更新されていたのであり、皇帝の腐敗した擁護者たちは、皇帝がその臣民の生命と財産の絶対的な主人であると宣言した。」

た、トリエントの研究集会の成果をまとめた2巻本に含まれている²。この論集のテーゼはあるいは以下のような文に要約されるかもしれない。すなわち、ヨーロッパにおける公法の誕生はローマ法の再生に基づいているのだ、と。

おそらく今なお支配的であるこの意見に対して、近年アンドレ・グーロンが2003年と2005年の2つの注目すべき論文で反論した。彼によって批判された見解を彼は以下のように定式化している。「ボローニャの学派が皇帝権力の拡大を歓迎したのと同様、ローマ法学者たちは最初（12世紀中頃）から国王権力の拡張を歓迎した³。」グーロン自身はこの見解を、ローマ法注釈学派の法学が追求した目標を誤って評価するものであると見なしている。つまりグーロンによれば、12世紀のローマ法学者たちを何らかの政治的理論との関連で見ることができないのである。彼は、彼が言うところの「誤った評価」の起源を、ドイツではサヴィニーにまで——影響力のあった著者としてパウル・ラーバントの名をもあげることができよう⁴——、フランスでは19世紀のジュール・ミシュレの自由主義的歴史叙述にまで、さかのぼって追求した。グーロンによれば、フランスのカペー家君主政の構想は、12世紀には、そしてまた13世紀にもなお、ローマ法学者たちによってではなく、神学者やカノン法学者たちによって創り出されていたのであった。

基本的にはアックルシウスも含めて注釈学派においておよそ政治理論というものの存在を否定する結果になるような、グーロンによるこうした

確認には、全体として同意することができるように思われる。もっともそれに対して、1158年のロンカリアにおけるフリードリヒ・バルバロッサの帝国集会についてのオットー・モレナの報告を引き合いに出して反論することができるかもしれない。周知の通り、ローディ出身のこの年代記者によれば、皇帝はブルガルス、マルティヌス・ゴシア、ヤコブス、ウゴ・デ・ポルタ・ラヴェニャナの4博士 *quattuor doctores* を帝国集会に招き、帝国法に従って — 「*imperii iure*」 — ロンバルディアにおけるレガリアを確定することをそこで彼らに要求したのである⁵。しかしながら、その際とりわけ以下のことに注意が払われるべきであろう。すなわち、オットー・モレナによればボローニャの法学者たちは、すべてのロンバルディア諸都市の裁判官たちとの協議を経ずして鑑定を提出することを拒絶したのであり、このことはその後結果として28人の裁判官たちと4人のボローニャの法学者たちからなる委員会の設置をもたらし、彼ら裁判官たちと法学者たちが共同でレガリア権「*iure regalie*」の確定に責任を負ったのであった⁶。それゆえおそらく、4つのロンカリア立法（それらのテキストはボローニャの学派を経由して伝承されているわけではない⁷）は主にロンカリアの「裁判官たち *Iudices*」の産物であったということから出発することができるであろう。ちなみにその際、ロンカリアの用語法は決してローマ法だけによって規定されているわけではない。よく知られているよう

² G.Dilcher/D. Quaglioni (Hgg.), *Die Anfänge des öffentlichen Rechts Bd. 1: Gesetzgebung im Zeitalter Friedrich Barbarossas und das Gelehrte Recht*, Bologna/Berlin 2007. Bd. 2: *Von Friedrich Barbarossa zu Friedrich II.*, Bologna/Berlin 2008.

³ A. Gouron, *Juristen und königliche Gewalt in der Zeit der Glossatoren*, *Österreichisches Archiv für Recht und Religion* 50 (2003), S. 112-121 — 引用は S.112; ders., *Du pouvoir royal (XIIe-XIIIe siècles): civilistes, canonistes, théologiens*, *Initium* 10 (2005), S. 211-224.

⁴ P. Laband, *Rede über die Bedeutung des römischen Rechts für das deutsche Staatsrecht* (Straßburg 1880). ラーバントはもちろん15世紀、それもペーター・フォン・アンドラウに集中しているが、しかし以下のような一般的テーゼに到達している：「ローマ法の継受は国法の分野に始まる。」(S. 9) これは彼が早期継受を考慮に入れていないからである。

⁵ F. Güterbock (Hg.), *Das Geschichtswerk des Otto Morena* (MGH, *Script. rer. germ.* N.S. VII), Berlin 1930 (ND 1964), S. 58f.: *ad quod etiam principales legis doctores, videlicet Bulgarum et Martinum Gosiam seu Jacobum atque Ugonem de Porta Ravennana, Bononie magistris, interesse fecit...in primis vocavit imperator omnes iam dictos Bononie magistris iussitque eis, quod ipsi indicarent ei in veritate omnia regalia iura, quecumque imperii iure in Longobardia ad ipsum spectarent ac sua esse deberent.*

⁶ Güterbock (注 5), S. 59f.: *„Ipsi imperatori respondentes dixerunt se nolle hoc facere sine consilio aliorum iudicum universarum Longobardie civitatum ibi astantium...Ipsi autem iudices, cum XXVIII exceptis Bononie magistris fuerunt, omnes ad consilium exeuntes ac omnia regalia iura diligentius inter se conferentes, tandem ad imperatorem redierunt.“*

⁷ ロンカリア立法の伝承についての基本文献は、V. Colomi, *Die drei verschollenen Gesetze des Reichstages bei Roncaglia* (Gierkes *Unters.* N.F. 12), Aalen 1969.

に、『Omnis iurisdictio』法の「*districtus*（裁判権）」という概念はローマ法大全には欠けているからである⁸。広範囲にわたるローマ法による公法への影響は、14世紀の注解学派の時期にバルトルスが一連の公法政治論的論文を書いて初めて開始された。12世紀当時のいわば生成状態にあったヨーロッパの国家世界の国制史の領域では、注釈学派にはただ用語的な借用だけを求めることができるのだということを、しっかり確認しておこう。

II. ハインリヒ獅子公の訴訟

イタリアの国制史において、フリードリヒ・バルバロッサの時代は確かに1つの転換期である。この時代は、皇帝とロンバルディア都市同盟との激しい闘いの後、ついに1183年のコンスタンツ和約という形で、イタリアの歴史を何世紀にもわたって規定しえたような国制文書をもたらしたからである⁹。

しかしまたドイツにとっても、バルバロッサの時代は一つの転換期であった。19世紀のユリウス・フィッカーの研究以来、中世初期の部族大公領の分解、完結的な帝国諸侯身分の始まり、そしてドイツ公法におけるレーン法の支配的な役割とともに、ドイツ史にとって最後は1806年まで影響を及ぼしたような、ドイツ国制史上の区切りが確認されるのである¹⁰。この評価は、バルバロッサと彼の助言者たちにシュタウフェン的国家・帝国理論を帰しうるかどうかということに依存しない。少なくともハインリヒ・ミッターイスとともに、「レーン法を権力手段として徹底して利用することが礎石・要石をなしていたような、フリードリヒ1世の国制政策を語

る¹¹」ことができる。

バルバロッサのもとでのドイツ国制史上の中心的な事件はハインリヒ獅子公に対する政治的訴訟であったが、その経過は主に1180年4月13日付けのゲルンハウゼン証書によって知られている。ミッターイスは、第二次世界大戦中に残念ながら原本としては失われたこの証書を、中世ドイツの最も有名な皇帝証書と呼んだ¹²。いずれにせよそのテキストは、20世紀のドイツ中世研究において長く続いた論争をもたらしたのである。

1985年以来、ハインリヒ・アッペルトによるフリードリヒ1世の証書のモヌメンタ刊本の第3巻中にも、おそらくゲルンハウゼン証書の決定版になるであろうと思われる刊本が存する¹³。以下の論述において、私はもちろんこのテキストを基礎とする。私の目標は、ハインリヒ獅子公の訴訟において、そして特にゲルンハウゼン証書において、ある特定の箇所にローマ法の影響が確認されるかどうかという問題を追及することである。訴訟の経過に関する説明は、最も重要な諸点についてのみ、それもゲルンハウゼン証書中の導入的叙述 *narratio* [証書の中で、本来の法的処分を記す部分に先行して、処分に至った経過を述べる部分（訳者注）] だけに基づいてなされることとなる。その際、多くの疑問について、我々は主にフェルディナント・ギューターボックの諸研究を引き合いに出すことができる。それらはなるほどしばしば争われてきたものではあるが、しかし大体は今日まで基本的なものであり続けているのである¹⁴。

ハインリヒ獅子公は、1180年に皇帝によって、バイエルン公としてもザ

⁸ 『Omnis iurisdictio』法のテキストは、Colorni（注7）、S. 26 および H. Appelt（Hg.）、Die Urkunden Friedrichs I. 1158-1167（MGH, Dipl. X/II）、Hannover 1979、S. 29f.（Nr. 238）（詳細な解説付き）にある。

⁹ コンスタンツ和約については、とりわけ A. Haverkamp、Der Konstanzer Friede zwischen Kaiser und Lombardenbund. Kommunale Bündnisse Oberitaliens im Vergleich（V u F 33、1987）、S.11.44. を参照。

¹⁰ J. Ficker、Von Reichsfürstenstände、Innsbruck 1861.

¹¹ H. Mitteis、Lehnrecht und Staatsgewalt、1933、ND Darmstadt 1958、S. 428.

¹² H. Mitteis、Politische Prozesse des früheren Mittelalters in Deutschland und Frankreich、Sitzungsber. Heidelberger Ak. d. Wiss. Phil. Hist. Kl. 1926/27、H. 3 – auch separat、Darmstadt 1974、S. 48.

¹³ H. Appelt（Hg.）、Die Urkunden Friedrichs I. 1168-1180（MGH, Dipl. Reg. et. Imp. Germaniae X/III）、Hannover 1985、S. 360-363（DDF I. 795）.

¹⁴ F. Güterbock、Der Prozeß Heinrichs des Löwen、Berlin 1909（= Güterbock I）；ders.、Die Gelnhäuser Urkunde und der Prozeß Heinrichs des Löwen（Quellen u. Darstellungen zur Geschichte Niedersachsens XXXII）、Hildesheim/Leipzig 1920（= Güterbock II）；ders.、Nochmals Gelnhäuser Urkunde、Eine Abwehr mit neuen Ausblicken、NA 49（1932）、S. 470-523（= Güterbock III）.

クセン公としても廃位された。バイエルン公領を皇帝は1180年にアルテンブルクで、宮中伯オットー・フォン・ヴィッテルスバッハに授封し、それによって、バイエルンで1918年11月7日まで700年以上統治した家門をその地位につけた。

証書では「ヴェストファーレンとエンゲルン」と表現されているザクセン公領を、バルバロッサは2つの公領に分割した。西の部分であるヴェストファーレンはケルン大司教フィリップ・フォン・ハインスベルク（在位1167年から1191年）が受領したが、彼はそれによって帝国の北西部で最も有力な帝国諸侯となった。東の部分を皇帝は、アンハルト伯ベルンハルトに授封したが、彼はアスカニア家門出身の辺境伯アルブレヒト熊伯の第2子であった。ベルンハルトのために発行された証書は残っていないが、しかし大司教フィリップの任命に関する証書[ゲルンハウゼン証書]の内容は伝わっている。フィリップはランスで学び、当時のケルンで教会法を学んだ助言者の力を借りることができ、それどころかひょっとするとゲルンハウゼン証書のテキストに影響を与えたかもしれない。

証書の導入的叙述はハインリヒ獅子公に対する複雑な手続を叙述しているが、それは本来2つの訴訟であった。1つの手続は刑事訴訟であり、それは教会領と貴族所領の奪取を理由とした諸侯と貴族による告訴で開始されている。ハインリヒは召喚にもかかわらず応訴せず、その怠慢のために — *ex contumacia* — 諸侯とシュヴァーベン部族仲間たちによって帝国アハト（帝国追放）*proscriptio* に処せられた¹⁵。ヴェルフエン家門はシュヴァーベン出身であったので、この手続においてはシュヴァーベン部族仲間が判決に責任を負う¹⁶。アハトが科された後も、ハインリヒはしかし更に教会と諸侯および貴族に敵対し続けたので、その結果皇帝はレーン法（封建法）による *sub feudali iure* 第2の手続を遂行したとされる。この

¹⁵ Gelnhäuser Urkunde, ed. Appelt (注13), S. 362: „ex instanti principum querimonia et plurimorum nobilium, quia citatione vocatus maiestati nostre presentari contempserit et pro hac contumacia principum et sue condicionis Suevorum proscriptionis nostre incidit sententiam...”

¹⁶ ハインリヒが部族仲間によって、しかし部族領域の外で断罪されたことについては、数多くの比較事例とともに、Güterbock I (注14), S.109-113.

第2の手続も皇帝を無視したことに基づいていたとされているのであるが、明らかに主として帝国アハトを科された後の不服従が理由であった¹⁷。証書によればそこには一種の大逆罪が存する「*pro evidenti reatu maiestatis*」。証書は、ハインリヒ公は第2のレーン法手続において3度召喚された — *legitimo trino edicto* — と伝えている。しかしレーン法手続でもハインリヒは出頭せず、代理を送ることもしなかったとされる¹⁸。その後ハインリヒは、ヴェルツブルクの宮廷集会において帝国諸侯の一致した判決によって、彼の公領とすべての帝国レーンを剥奪されたのであるという。第1の刑法手続においてと同様、レーン法判決も公の *contumacia*（怠慢）、つまり純粋に手続的な逸脱行為に基づいていたとされる¹⁹。以上が、ゲルンハウゼン証書における事情の描写である。

Ⅲ. ゲルンハウゼン証書におけるハインリヒ獅子公の召喚

ゲルンハウゼン証書で叙述された事情は、その再現の精度という点で、12世紀の皇帝の宮廷裁判所における手続としては特異なものである。いわゆる帝国宮廷裁判所の歴史の中にこの2つの手続を位置づけるということにはここでは取り組むことができないが、帝国宮廷裁判所の歴史はオットー・フランクリンが100年以上前に書いており、それは今日でもなお取って代わられていない古典的なスタンダードワークである²⁰。私には、ゲ

¹⁷ Gelnhäuser Urkunde, ed. Appelt (注13), S. 362: „deinde quoniam in ecclesias dei et principum ac nobilium iura et libertatem crassari non destitit tam quo illorum iniuria quam pro evidenti reatu maiestatis sub feudali iure legitimo trino edicto ad nostram citatus audientiam eo, quod se absentasset nec aliquem pro se misisset responsalem, contumax iudicatus est...”

¹⁸ 注17のテキストを参照。

¹⁹ Gelnhäuser Urkunde, ed. Appelt (注13), S. 362: „Contumax iudicatus est ac proinde tam ducatus Bavariae quam Westfalie et Angarie quam etiam universa, que ab imperio tenuit beneficia per unanimum principum sententiam in sollempni curia Wirziburc celebrata ei abiudicata sunt nostroque iuri addicta et potestati.”

²⁰ O. Franklin, *Das Reichshofgericht im Mittelalter*, 2.Bd., Weimar 1869; ハインリヒ獅子公の訴訟に関しては、Bd.1, S. 90-98、またホーエンシュタウフェン時代の他のど

ルンハウゼン証書の中にローマ法の影響を実証することができるかどうかという問いだけが問題である。そうした影響は *reatus*（被告としての状態）という概念において推測されうる。この概念はディグスタ（学説集）の中で何度も使われているのである²¹。しかしながら私は以下で主として、2つの手続における召喚に関する言明について、立ち入って考えることにしたい。それらは、ドイツの学界において、完全に満足すべき終わり方をしたわけではない長い論争をもたらしたのである。

ゲルンハウゼン証書では第1の刑法手続に関して、ハインリヒ獅子公は告訴の後、召喚にもかかわらず皇帝の裁判所に出頭しなかった、と言われている。「*quia citacione vocatus maiestati nostre presentari contempserit*」²²。

第2のレーン法手続の際には、証書はしかし3度の召喚布告について述べている。「*legitimo trino edicto ad nostram vocatus audientiam*」²³。

この事態は一見したところ、第1の手続ではただ1回だけの召喚が行われ、それに対して第2のレーン法訴訟では3度の連続した召喚がなされた、という解釈を導く。

もっとも、19世紀の法史と〔一般の〕歴史の研究は例外なく、ラント法によってもレーン法によっても12世紀には3度の召喚が絶対に必要とされたのだと推定していた（ゲオルク・ヴァイツ、オットー・フランクリン）²⁴。このことは、アハトをもたらした手続ではただ証書書記によって3度の召喚が書き忘れられたにすぎないのだ、ということの意味するであろう。研究のこのコンセンサスには、1つには証書において2つの手続が厳密に分離されておらず、また1つには3度の召喚がザクセンシュピーゲルの中に見られたということが、疑いなく1つの役割を果たしていた。ザクセンシ

んな政治的訴訟も、重要性と意義の点でこの手続に比肩するものはなかった、という全体的評価（S. 98）も参照。

²¹ Vgl. H.G.Heumann/E. Seckel, *Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts*, 9. Aufl. Jena 1907, S. 492.

²² 前掲注15のテキスト参照。

²³ 前掲注17のテキスト参照。

²⁴ Vgl. G. Waitz, *Ueber den Bericht der Gelnhäuser Urkunde von der Verurtheilung Heinrichs des Löwen*, *Forschungen zur deutschen Geschichte* 10 (1870), S.151-166, 特に S. 155-160; 更に Franklin (注20), Bd. 1, S. 92.

ュピーゲルには以下のようにある。「しかし誰かがある者を犯罪ゆえに告訴するならば、彼はその者を3度召喚すべきである²⁵。」統一的なドイツ法という観念には、そうした統一的な法状態は主にザクセンシュピーゲルの中に規範として見いだされうるという考えが結びつけられていたのである。

この立場に対して、1909年にフェルディナント・ギューターボックが、多くの点で革新的であった彼の著書『ハインリヒ獅子公の訴訟』において反論した。彼は、ラント法によるものとレーン法によるものという2つの手続を一貫して区別し、2つの手続において基本的に3度の召喚が必要であったのだとまずは結論したが、ただしそれは異なる期間をおいて行われるとした。レーン法によればそれぞれ6週間、ラント法によれば2週間である。もっとも彼は、ローマ法『*Unum pro omnibus*』（学説集 5. 1. 72）が適用されたことによって、ラント法による3度の召喚は6週間の期間とする1回の最終的召喚にまとめられうるという付け加えた。このローマ法は、中世前期にも12世紀に至るまで知られ続けていたのだというのであるが、ギューターボックはその根拠として、カール・ツォイマーの情報によってカロリング期のある書式を引き合いに出した。「移動する宮廷裁判所」は3度の14日の期間を1回の召喚にまとめることができたのだというのである²⁶。それによって彼は、彼自身の言葉によれば、ハインリヒ獅子公の訴訟について認識の門を開くはずの鍵を手中にしたのだと信じたのである。

ギューターボックのテーゼに対しては、2年後の1911年にヨハネス・ハラールが、『証書研究論叢』誌上に公表した「ハインリヒ獅子公の失脚」というタイトルの激しく論争的な論文で反論した²⁷。ハラールは、ギューターボックの説に反してハインリヒに対するラント法訴訟でも3度の召喚がなされたに違いないという結論に達した。論拠として彼はまず前に引用したザクセンシュピーゲルの法文を持ち出した。アイケ・フォン・レプゴウ

²⁵ K.A. Eckhardt (Hg.), *Sachsenspiegel, Landrecht I.67.1*, (MGH, *Font.iur.germ.ant.N.S.1*, 1) Göttingen/Frankfurt 1973(ND Hannover 1995), S. 127f. 現代ドイツ語訳は Eike von Repgow, *Der Sachsenspiegel* (hg. v. C. Schott), 2. Aufl. Zürich 1991, S. 90による。

²⁶ Güterbock I. (注14), S. 125-146.

²⁷ J. Haller, *Der Sturz Heinrichs des Löwen*, *AUF* 3 (1911), S. 295-450.

が、経験ある裁判官、現行法の実務家にして理論家として「絶対に知っているに違いない」ような事柄について、間違えたなどということはない。何といてもアイケは、中世ドイツが有した唯一の大法律家なのだから、というのである²⁸。

ギューターボックのザクセンシュピーゲルに関する批判を、ハラーはアイケとギューターボックの決闘と解釈したが、ハラーによればここでは、ギューターボックは「我々の時代の最も学識ある研究者」であるとはいえず、武器はやはりまったく不平等に分けられているのである。ギューターボックがローマ法『Unum pro omnibus』を引き合いに出したことを、ハラーは特に馬鹿げたことと見なした。ハラーによれば、12世紀のドイツにおいてそうした法原則が知られていたことは何ら証明されない。それを知っているような「学識の深い人々」が当時本当にいたのだというのなら、彼らはドイツの国王裁判所でそれを使用しないように注意したであろう²⁹。ギューターボックが中世初期のマルクルフの書式集を持ち出したのを、ハラーはとりわけ不適切と見た。マルクルフとバルバロッサの間には5世紀もの時が存するのだから。なにゆえギューターボックは彼の不適切なテーゼの根拠として12表法や、あるいはいつそハムラビ法典を持ち出さないのか、とハラーはとどめに問うた³⁰。ちなみに、ツォイマーの示唆にもとづいてギューターボックによって引用された書式は決してマルクルフのそれではなく、506年の西ゴート・ローマ人法典に由来するものだということを指摘することができる。問題の書式はカロリング期の写本にもなお散発的に伝承されていたのであり、それゆえツォイマーの書式集の刊本に採り入れられたのであった³¹。ハラーが「カロリング期の書式」という概念を単純に「マルクルフ」と等置したということは、彼は明らかに1911年の時点

²⁸ Haller, (注27), S. 378.

²⁹ Haller, (注27), S. 379.

³⁰ Haller, (注27), S. 379.

³¹ K. Zeumer (Hg.), MGH Leges V: Formulae Merovingici et Karolini Aevi (Hannoverae 1886, ND 1963), S. 535. ツォイマーは問題の書式3「3度の告訴について De trina conventione」を「書式3と4は西ゴート・ローマ人法典中に伝えられている」と前置きしたうえで公刊した。

では、ギューターボックによるツォイマーの刊本への参照をきちんと調べる時間を取らなかったのである。

ハラーはまた12, 13世紀の個々の手続へのギューターボックの参照指示に対しても論をかまえているが、ここではそれに立ち入ることはできない。しかし彼にとって決定的だったのは結局のところ、以下のような更なる論拠であった。すなわち、証書のテキストはそこなわれており、改善されねばならないのだというのである。彼は、「quia citacione vocatus」という表現において「quia」という語は一部破損したオリジナル証書には欠けており、1306年に作成された写しにおいてのみそう読まれうるのだ、と指摘した。オリジナルの証書自体にはこの箇所には穴があいており、その部分には14世紀の筆写者が「quia」という語が書かれていたと推測したのだ、というのである³²。ハラーによれば本当はこの箇所には「3度の trina」という語があったのであり、したがって正しいテキストは以下になるという「trina citacione vocatus maiestati nostre presentari contempserit」。この修正によって、すべての困難は解消されたとハラーは信じた。すなわち、ハインリヒはゲルンハウゼン証書によってもまた、3度召喚され、しかし出頭せず、それゆえアハトを科されたのであった³³。もっともハラーは、レーン手続については、3度の召喚は絶対に必要というわけではなかったのだと推測した。その際彼は皇帝ハインリヒ6世のもとでトリーア大司教に与えられた、帝国宮廷裁判所のいわゆる法判告を引き合いに出しているが、それは既にギューターボックが引用したものであり、その原文では以下のように書かれている：「レーン[封]については、14日を期間とする3度の召喚によって、あるいは6週間を期間として最終的に召喚しなければならない super feodo ad XIII dies tantum per ternam vocationem, vel ad sex septimanas peremptorie teneatur citare」³⁴。ハラーは今や、ハインリヒ獅子公に対するレーン手続についての年代記者たちの諸報告には、召喚を伴った第2、

³² Haller, (注 27), S. 404.

³³ Haller, (注 27), S. 405f.

³⁴ Haller, (注 27), S 411 は L. Weigand (Hg.), Consitutiones I (MGH, Leg. Sect. IV/1), Hannoverae 1893, S. 521 (Nr. 372) に関連づけている。Güterbock I (wie Anm. 14), S. 128 も参照。

第3の裁判期日についての記述が見られないと考え、そこから彼は、「legitimo trino edicto citatus」は3度の召喚としてではなく、レーン法廷における裁判廷吏の、出頭を要求する3度の呼び声として理解されるべきである——したがって「edictum」は呼び声と理解されるべきであると、結論づけた³⁵。この解釈の論拠として彼は、1つには、3度の廷吏による呼び声という儀式と並んで3度の召喚が明示的にあげられているにもかかわらず、ザクセンシュペーゲルのレーン法を引き合いに出した³⁶。「edictum」を3度の廷吏の呼び声と解釈する論拠としては、ハラーは補足的になおリヒャルト・ワーグナーのオペラ『ローエングリン』とその一節「今1度法廷へと呼び出せ」を引いている³⁷。

ハラーの権威によって、「quia」を「trina」に変える彼の修正は当初一般に受け入れられるに至った。しかしギューターボックは、1920年にゲルンハウゼン証書に関する彼の第2の著書でこれに応答した。この本に彼は、オリジナルが失われた後となつては特に価値の高い、証書の写真版を付した。彼は、ゲルンハウゼン証書によればハインリヒ獅子公はレーン法によってのみ3度召喚されたのだという点を堅持した³⁸。それに対してラント法手続においては、『Unum pro omnibus』法は既にバルバロッサの時代に実務には知られていたのだというのであるが、論拠として彼は2つの史料箇所を引き合いに出した。すなわち、①1158年のバルバロッサによるミラノの人々の追放に関するラヘヴィンの報告。その文言は以下のとおりである。「裁判官の1度目、2度目、3度目の布告、ないし最終的なものと呼ばれる1度ですべてを兼ねる布告が、正当な召喚であると言われる Legittimas vero indutias dicunt iudicis edictum unum, mox alterum et tertium seu unum

³⁵ Haller, (注27), S. 411f. 「Edictum は公開の叫び声である。」

³⁶ K.A. Eckhardt (Hg.), *Sachsenspiegel. Lehnrecht*, (MGH, Font.iur.germ.ant.I/II) Hannover 1973 (ND 1985), 65.15, S. 86f. 現代ドイツ語訳は Schott (Anm. 25), S. 317: 「この者に対して2度目に[法廷へ出よと]要求し、その後3度目に要求することが、法であると認められる。」

³⁷ R. Wagner, *Sämtliche Schriften und Dichtungen*. Bd. 2, Leipzig v.J., S. 72: 「国王：今1度法廷へと呼び出せ！」

³⁸ Güterbock II (注14), S.118.

pro omnibus, quod peremptorium nominatur」³⁹。②1177年9月3日付けの、「3度の布告ないし1度の最終的召喚によって tribus edictis aut uno peremptorio」という表現をもった⁴⁰、あるイタリアの修道院のための皇帝証書。もっとも、この2つの史料箇所はイタリアにおける出来事を伝えており、既に1180年にアルプス以北で『Unum pro omnibus』法が知られていたことを前提にできるかどうかについては、疑問が残らざるを得なかった。

1927年、ハインリヒ・ミッターイスは「中世前期の政治的訴訟」に関するハイデルベルク・アカデミーの論文で、ノルマンディー公としてのジョン欠地王に対するフィリップ2世尊厳王の訴訟との比較でハインリヒ獅子公の訴訟に再び立ち返った⁴¹。そして彼は改めてゲルンハウゼン証書の導入的叙述 *narratio* に取り組み、ギューターボックは帝国宮廷裁判所における『unum pro omnibus』法についての知識、したがって最終的召喚の可能性をも非難の余地なく証明したのだと考えた⁴²。しかしながらミッターイスによれば、ギューターボックは、この法が獅子公の訴訟で適用されたということを実証する責任を引き続き負っている。1つには、「*citacione vocatus*」という単純な表現が、様式的にも実体としても非常に気になることである。証書の文案作成者は1回だけの最終的召喚という当時のドイツにとって比較的新しい法慣行を明示的に指摘したはずである、ということをおぼろげに推測する必要があるからである。——ミッターイスによれば、13、14世紀にもなお最終的召喚は証書中で常に明示的に言及されていたのであり、彼

³⁹ Güterbock II (注14), S. 116 で *Rahewin, Gesta Frederici III.* 32 への関連付けとも。テキストに関しては、私は F.-J. Schmale, *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters XXVII*, Darmstadt 1965, S. 464 の刊本に従う。

⁴⁰ 証書は DDFI 705, ed. Appelt (注13), S.239: „inde iusticiam tribus edictis aut uno peremptorio citatus et commonitus iusticiam facere neglexerit...” この証書はボンポザの聖マリア修道院に関するものである。それは「修道士ロマヌスが本特権状のために働いた」という付記を含んでいる (S.237)。アッペルトはそこから、証書受領者の法観念に考慮が払われたのであり、法に通じた修道士ロマヌスなる者が受領者草案を作成したのかもしれない、と推論している。

⁴¹ 前掲注12参照。

⁴² Mitteis (注12), S. 56: 「ギューターボックはそれによって早期継受についてすばらしい寄与をしたことになる。」

は一連のそうした例を引いている⁴³。ミッターイスに言わせれば、何世紀も争われずに行われてきた、部族法によって是認された帝国宮廷裁判所の慣行から逸脱したのであるから、12世紀の証書で最終的召喚をただ「ペールをかけられた形で」のみ考えたなどということは想定できないのである。それゆえミッターイスは、法制史家としてはやはり「quia」の代わりに「trina」を補うというハラーの修正にむしろ同意しうるところではあるが、しかし結局のところテキストの問題については証拠不十分ということで満足せざるをえない、という結論に至ったのであった⁴⁴。この結果からのぞく法制史の大家の困惑は思いがけないものである。ちなみに彼は、ガナールを除けば、ゲルンハウゼン証書に集中的に取り組んだ最後の専門法制史家であった。

1932年になって、ギューターボックは『ゲルンハウゼン証書再論 反論といくつかの新たな展望』というタイトルの第3の関連著作を公刊した⁴⁵。この本で彼はとりわけミッターイスによる批判と取り組み、証書の書き手が「quia」の後に「trina」を書き落としたのかもしれない、したがってテキストは本来「quia trina citacione vocatus」となっていたはずだという可能性を考慮した。ギューターボックによれば、つまり帝国書記局のだらしなさが原因でミスがあった可能性がある。しかし結局のところ歴史的には、ハインリヒ獅子公が1度召喚されたか3度召喚されたかは、重要ではないのだという⁴⁶。ギューターボックはそうすることでミッターイスに対して部分的な退却を始めたのであったが、しかしあるいはそれは不必要なものであったかもしれない。

ゲルンハウゼン証書における文言が「quia」か「trina」かという問題は、1942年の直前、エドムント・E・シュテンゲルによって最後に証書の原本に即してチェックされた。彼は戦争のためにマクデブルクの州立文書館に移されていた証書を詳しく見ることができたのである。シュテンゲルは、証書中の「citacione」の前にとりうる6ミリのスペースはハラーが主張し

たような「trina」のためには十分でなく、したがって「quia」という読みは維持されねばならない、1306年に筆写者によって伝えられた「quia」を揺るがすことはできない、という結論に達した⁴⁷。彼は更に、ハインリヒ獅子公はラント法手続では1度だけ召喚されたのだと強調したが、彼はしかしそのことを『Unum pro omnibus』法によって基礎づけるのではなく、アルノルト・フォン・リューベックの報告によれば獅子公は自身がいる場でラント法によって告訴されたのであり、そのように開始された訴訟においてはただ1回の召喚だけが必要なものであったという点を根拠とした⁴⁸。シュテンゲル以前にも、獅子公が自身がいる場で告訴されたということを理由に、ラント法判決の前に1度だけ召喚されたという可能性は既に何度も論じられており、例えばとりわけ1939年に法制史家カール＝ハインツ・ガナールによって⁴⁹、またギューターボックによっても彼の第3論文において、ただし「余り確実でない史料の報告からの不確実な推論」という付記とともに論じられていた⁵⁰。本人がいる場での告訴という考えは、なお1981年にもカール・ハイネマイヤーが、今日たいてい議論を終わらせたものとして引用される彼の論文「ハインリヒ獅子公の訴訟」の中で主張した⁵¹。アルノルト・フォン・リューベックのスラヴ年代記の一文を、ケルン大司教によるハインリヒに対する告訴が1178年のシュパイアーの宮廷集会の間に獅子公のいる場で行われ、フリードリヒ・バルバロッサはそこで当事者たちを後に開かれたヴォルムスの宮廷集会へと召喚したのだと読むこの解釈は、しかしながら、シュパイアーではむしろハインリヒが大司教に関して苦情を述べたという年代記作者の言明とほとんど一致しないのであって、ハインリヒ獅子公に対する告訴というものを語ることはできない

⁴⁷ Edmund E. Stengel, Zum Prozeß Heinrichs des Löwen, DA 5 (1942), S. 493-510, hier S. 501.

⁴⁸ Stengel (注47), S. 506.

⁴⁹ K.-H. Ganahl, Neues zum Text der Gelnhäuser Urkunde, MIÖG (1939), S. 287-321, hier S.305.

⁵⁰ Güterbock III (注14), S.499f.

⁵¹ K. Heinemeyer, Der Prozeß Heinrichs des Löwen, Blätter f. deutsche Landesgeschichte 117 (1981), S. 1-60, hier S. 35.

⁴³ Mitteis (注 12), S. 57f.

⁴⁴ Mitteis, (注12), S. 58f.

⁴⁵ Güterbock III, (注14).

⁴⁶ Güterbock III, (注14), S.506.

のである。すなわちアルノルト・フォン・リューベックでは文字通りには以下のように言われている。「Circa dies illos reversus est imperator de Ytalia, cui occurrit dux apud Spiram. Illatas sibi iniurias a domno Coloniensi conquestus est in presentia ipsius. Quod imperator tunc quidem dissimulans, eis curiam indixit apud WORMATIAM, ducem tamen precipue ad audientiam citavit, illuc responsurum querimoniis principum. Quod intelligens dux, eo venire dissimulavit。」⁵²（1896年の Laurent/Wattenbach による翻訳。「この頃、皇帝はイタリアから戻った。獅子公は皇帝を迎えにシュパイアーへ急ぎ、ケルンの殿のいる前で、彼によってみずからに加えられた侮辱について苦情を述べた。皇帝は、目下のところこの件に更に関心を示すことはなかったようであり、両者のためにヴォルムスの宮廷集会を設定したが、しかし特に獅子公を、諸侯が彼に対して行った訴えのゆえに、聴取のためにそこへ呼んだ。獅子公はそれを知ると、そこへ行くことを見合わせた⁵³。」）

したがってシュパイアーでは最初のイニシアティブはハインリヒ獅子公から発し、大司教とその他の獅子公の敵たちが獅子公に関する苦情で応えたのであったが、正式の告訴は伴っていなかった。

これまでの異常に多様な研究を概観してきたが、最後に、1944年のカール・エルトマンの論文「ハインリヒ獅子公の訴訟」に言及しておこう。これは余りに早く亡くなった偉大な中世学者の最後の仕事の1つである。エルトマンの論文は『フリードリヒ1世時代の皇帝権と公の権力』についての論文集に公表されたが、ゲルンハウゼン証書以外にとりわけ1156年のオーストリアの小特権状 *Privilegium minus* に捧げられたものであり、これら2つの証書は、彼によればドイツ史上最も議論された史料に属するのである⁵⁴。彼は論文の一節で、訴訟の理解にとっては主要な困難の1つである、

⁵² Arnoldi Cronica Slavorum, ed. G.H. Pertz, II. 10 (Script. Rer. Germ. XIV), Hannoverae 1868, S.47f.

⁵³ J.C.M. Laurent/W. Wattenbach, Geschichtsschreiber der deutschen Vorzeit, Bd. 71, 2. Aufl. Leipzig 1896, S. 51.

⁵⁴ C. Erdmann, Der Prozeß Heinrichs des Löwen, in: Th.Mayer/K. Heilig/C.Erdmann, Kaisertum und Herzogsgewalt im Zeitalter Friedrichs I. (Schriften des Reichsinstituts für ältere deutsche Geschichtskunde 9), Leipzig 1944, S. 273-364, hier S. 275 (小特権状とゲ

召喚期日の数の問題を改めて取り扱った⁵⁵。その際彼は、みずからコロンプスの卵と形容したような、新しい解決に至った⁵⁶。すなわち彼は、1回の最終的召喚は同時にいわゆる「3重の」召喚であるのだから、証書で使われた「*edictum trinum*」という表現は最終的召喚布告 *edictum peremptorium* の別の表現に他ならないのであり、つまりラント法訴訟の他に、それに続いたレーン法訴訟でも、唯一の召喚だけが存したのだ、と主張したのである⁵⁷。このテーゼの論拠として彼は、次々と異なった時期に行われた召喚であれば、むしろ複数形で「*tribus edictis*」と言わねばならなかったはずであり、中世的な思考にとっては三位一体の教義のゆえに、*edictum trinum* という場合には3つの命令からなるただ1つの命令を考えることが自然であった、という点を引き合いに出している⁵⁸。

エルトマンのキリスト教神学との大胆なアナロジーについてはここではこれ以上コメントしないでおこう。いずれにせよ、両方の訴訟における最終的召喚手続という彼のテーゼは、ギューターボック以上に強く1180年のドイツの宮廷裁判所における『*Unum pro omnibus*』法の適用という前提から出発することを意味していたが、ただ彼はその論拠として、ドイツに由来する同時代史料を更にあげることが出来なかった。しかしながら、もし1回の最終的召喚を主題としたような学識法の法学文献が、1180年ごろのドイツに存在したということが実際に立証されうるとしたら、事態はどうなるであろうか。

IV. 1170年から1200年のドイツにおける召喚期日についての諸論文

その種の文献は期間 (*induciae*) に関する諸論文という形で伝わっており、それらは12世紀後半のものとして年代決定される。ここではまずあ

ルンハウゼン証書の比較).

⁵⁵ Erdmann (注 54), S. 279.

⁵⁶ Erdmann (注 54), S.283.

⁵⁷ Erdmann (注 54); S.282.

⁵⁸ Erdmann (注 54), S. 281.

る「期間についての論文 *Tractatus de induciis*」が指摘されうるが、これは今日ミュンヘンのバイエルン州立図書館の所有に属する主にカノン法学的な内容の集合写本 (CIm.16084) の中に伝えられている⁵⁹。写本は全部で22の法学文献を含むが、それらの中ではグラティアヌス教令集についてのいわゆる *Summa Monacensis* と、デ・グロートおよび後にはもう1度ロサルバ・ソリスによって公刊された *Distinctiones Monacenses* が最も重要なものである⁶⁰。この注目すべき法学的編纂物の内容は、1170年ごろのフランスとケルンのカノン法学から来ている。*Summa Monacensis* 中のある書式からは、この編纂物自体は1175年から1178年までの間にケルン出身でブリクセン近郊のノイシュティフトの首席司祭であったコンラート・フォン・アールバックによってまとめられたものであるということが導かれるが、我々はこの認識をヴィンフリート・シュテルツァーに負っている⁶¹。*Summa Monacensis* のテキストには更にカリンティア（ケルンテン）への指示が見られる。一定の根を下ろした慣習は法律によっては禁止されえないということがそこでは確認されているのだが、例えばケルンテンで蜜酒とビールを飲むことを禁止しようとするなら、立法の限界が示されることになるであろう、というのである⁶²。今日のドイツ人は12世紀から伝わるこの文を読むと、目下の喫煙禁止の問題を思い浮かべるところである。し

⁵⁹ 写本冊子の最初の正確な描写は、H. Singer, *Beiträge zur Würdigung der Dekretistenlitteratur*, AkathKR 69 (1893), S. 369-447.

⁶⁰ A. J. de Groot (Hg.), *Distinctiones „Si mulier eadem hora seu Monacenses“*, Nijmegen 1996; R. Sorice (ed.), *Distinctiones „Si mulier eadem hora seu Monacenses“* (MJC, Ser.A., vol. 9), Città del Vaticano 2002.

⁶¹ W. Stelzer, *Die Summa Monacensis (Summa „Imperatorie maiestati“) und der Neustifter Propst Konrad von Albeck*, MIÖG 88 (1980), S. 94-112.

⁶² Vgl. F. Gillmann, *Die Heimat und die Entstehungszeit der Summa Monacensis*, AkathKR 102 (1922), S. 25-27; auch in: R. Weigand (Hg.) *Gesammelte Schriften zur klassischen Kanonistik von Franz Gillmann 1: Schriften zum Dekret Gratians und zu den Dekretisten (Forschungen zur Kirchenrechtswissenschaft 5/1)*, Würzburg 1988, Nr.13. また引用されたテキストの刊本は同書 S. 27: *Si quis legem conderet, ne medo in Carinthia biberetur vel cerevisia, vel ne quis in ecclesia sederet, quia preter consuetudinem esset, abolenda foret.*

かしそれはおくとして、「期間についての論文」に移ると、これは、1800年より前にはパッサウの聖ニコラ参事会教会に属していた前述のミュンヘン写本の中に見出される作品である。テキストは以下のような文で始まる：「ローマ法の事柄でも教会法の事柄でもほとんどすべての場合、期間に関する知識が必要である。期間について明確かつ簡潔に知ることが有益である。A modo in omni fere negotio tam civili quam ecclesiastico necessaria est de induciis cognitio. Distincte et breuiatum quae circa has cognitu sunt utilia.」⁶³ 著者は続いて期間のさまざまなカテゴリーを区別するが、その中で最初のものとして「召喚の期間 *inducie citacionis*」を扱っている。著者は、原告も被告も争点決定の前と後に以下のようにして召喚されうる、と論じている。「3度の召喚布告により、またはすべてを兼ねる1回の最終的召喚により *trinis edictis vel uno peremptorio pro omnibus*」。著者によれば、3度の召喚の際の期間は以前にはそれぞれ10日であったが、しかし今日では公撰書にしたがってそれぞれ30日である。ラントの慣習によれば期間は15日が3回ということも可能であると言われているが、これはザクセンシュピーゲルと一致するものであろう。そして以下の文が続く：「そのため、すべてを兼ねる最終的召喚は、3つの召喚布告全部と同じだけの期間を持つことになる。Unde peremptorium pro omnibus tantum habebit, quantum tria edicta simul」この文からすると、この論文の著者が『*Unum pro omnibus*』法を知っていたに違いないということは疑いを容れない。この論文の更なる内容をここで扱うことはできない。しかしなお以下のことは指摘しておきたい。すなわち著者は刑事手続における *in criminali causa* 召喚期間 *induciae citacionis* について農民ないし下級聖職者と貴族ないし上級聖職者を区別しようとしている、ということである。後者はより長い期間を、つまり「教会会議から教会会議まで *de sinodo ad sinodum*」持つとされているが、これは宮廷集會から宮廷集會への期間にも容易に転用され得た。いずれにせよこの小品は我々に、1175年ごろの南ドイツの法学的に教育されたグループの内部で知られ得たことを教えてくれる。著者はこの法分野を難しい素材であると見なしている。それに関しては、「多様なことだけでなく混乱した

⁶³ 「期間についての論文 *Tractatus de induciis*」(fol.10r und fol. 17v von CIm.16084) については、Singer (注59), S. 375. を参照。この論文の史料編纂は付録 I でなされている。

こともまた *non solum diffusa set etiam confusa* 見られるからである。

第2の論文「期間について *De induciis*」を私はシトー派修道院アルトツェレの集合写本、今日の言い方ではライプツィヒ市・大学図書館のMS 1242の中で発見した。アルトツェレは12世紀末以来学識法の1つのセンターで、そこでは既に1190年ごろに1つの訴訟法書 *Ordo iudiciarius* が著され、更にヒルデスハイムに由来する *Rhetorica ecclesiastica* が既に早くから知られており、最後に私のテーゼによればおそらく1220年より少し後にザクセンシュピーゲルが成立したのであった⁶⁴。第1の論文よりずっと短いこのアルトツェレの論文は、とりわけグラティアヌス教令集からの引用を行っている。召喚期間については以下のように言われている。「召喚の…期間は、民事事件でも刑事事件でも、また教会裁判所でもその他の裁判所でも、同様に被告に対して認められる。そしてC.24, q.3, c.6にあるように、30日間かけて3回の間隔をおいた召喚と、裁判官により与えられるすべてを兼ねる1回の最終的召喚が区別される。*Inducie ... citationis tantum reo conveniunt et in causis civilibus et criminalibus locum habent tam ecclesiasticis quam forensibus. Et distinguuntur per tria intervalla XXX dierum vel uno peremptorio pro omnibus a iudice dato ut XXIII q. III De illicita*⁶⁵」ここでもまた1回の最終的召喚が、1ヶ月を期間とする3回の召喚と並んで立てられているのが見られる。

最後にやはり同じ時代の期間についての第3の論文が、フランケンに由来するエアランゲンの写本（エアランゲン大学図書館 MS 375）の中にあるが⁶⁶、それは12世紀末のローマ法およびカノン法文献の複合体の中に見

⁶⁴ ライプツィヒの市・大学図書館の写本1242とその内容（とりわけまたイングランド（リンカーン）由来の教皇令集成 *Appendix* がそれに属するが）については、私の論文 *Die juristischen Handschriften der Bibliothek des Zisterzienserklosters Alzelle*, in: M. Ascheri/G. Colli (Hgg.), *Manoscritti editoria e biblioteche dal medioevo all'età contemporanea. Studi offerti a Domenico Maffei per il suo ottantesimo compleanno vol. I*, Roma 2006, S. 447-457, 写本1242の内容について S. 457-459 を参照。

⁶⁵ 史料編纂は付録IIでなされている。

⁶⁶ MS Erlangen 375 (olim 515)については、H. Fischer, *Katalog, der Handschriften der Universitätsbibliothek Erlangen I: Die lateinischen Pergamenthandschriften* (Erlangen 1928), S. 443-447. 写本冊子は本来独立していたいくつかの部分に分かれるが、フィ

られるものである。エアランゲンの集成はまずエミール・ゼッケルによって1911年に描写された。テキストは以下のような文で始まる。「1回の布告か1回のすべてを兼ねる最終的召喚によって被告は召喚されるべきである。 *Uno edicto vel uno peremptorio pro omnibus citandus est reus*」⁶⁷

以上の他に更に、1回の最終的召喚が1180年ごろにイングランドとそれどころかひょっとしたらアイルランドでも知られていたということが、証明される。シュルテによって1872年にバンベルクのある写本（MS BAMBERG can.17）から編纂されたいわゆる *Ordo Bambergensis*⁶⁸は、最新の諸研究によればその起源をアイルランドに求めることができるかもしれないものであるが⁶⁹、そこでは訴訟法文献としては初めて「期間と遅延について *De induciis et dilationibus*」というタイトルで独自の節が期間に捧げられている。そこには以下のようにある。「召喚の（期間）は、争点決定がなされた後であれその前であれ、裁判官が欠席者を3回の召喚布告な

ッシャーによればそのうちAからCの部分はイタリアで書かれたものである。期間に関する論文を含むDの部分はまったく別の書体であり、羊皮紙上でもまったく異なっている。この編纂物は115葉以下では独自の筆跡を持っており、Dの部分の最初の部分である97から114葉（ブルガルの *De regulis iuris* への注解）とは違っている。8葉への注記によれば写本はフランケンのシトー派修道院ハイルスブロンに由来する。ゼッケル（注67）の分析はフィッシャーによっては考慮されていない。

⁶⁷ E. Seckel, *Distinctiones Glossatorum*, in: *Festschrift für Ferdinand v. Martitz*, Berlin 1911, S. 277-441, hier S. 340-345, Nr.4 (S. 342). この論文は MS Erlangen 375 中の「特別写本」（既に早くに他の写本と合本された）の構成部分である。特別写本は、12世紀のローマ法・カノン法の諸作品、とりわけブルガルの「*De regulis iuris*」への注解、メッツのペルトラムの「*Sepenumero in iudiciis*」、ペトルス・プレセンシスに帰される訴訟法書、ペトルス・デ・ロウィケンシスのグラティアヌス教令集への序言を含んでいる。論文「*Uno edicto*」は、付録IIIで、完全な形で史料編纂されている。

⁶⁸ J.F.v. Schulte, *Der Ordo iudiciarius des Codex Bambergensis* P.I. 11, in: *Sitzungsber. Ak. Wien, Phil.-hist. Kl.* 70 (1872), S. 285-326. Vgl. auch L. Fowler-Magerl, *Ordo iudiciorum vel ordo iudiciarius (Ius commune, Sonderhefte 19)*, Frankfurt/M. 1984, S. 105f.

⁶⁹ 私の論文 *Die Anfänge der Prozeßrechtswissenschaft in der Kanonistik des 12. Jahrhunderts*, in: O. Condorelli/F.Roumy/M. Schmoekel, *Der Einfluss der Kanonistik auf die europäische Rechtskultur*, Bd. 1: *Zivil- und Zivilprozeßrecht (Norm und Struktur 37/1)*, Köln etc. 2009, S. 7-23, hier S. 18f. を参照。

いしすべてを兼ねる1回の最終的召喚によって召喚する時に、それぞれの始まりごとに30日の期間を定められて認められる。これについては、C.24, q.3, c.6 にあるとおりである。(Induciae) Citoriae sive lite contestata sive non indulgentur, quando iudex absentem tribus edictis aut uno pro omnibus peremptorio citat, spatio XXX dierum per unumquemque introitum destinato: de his legitur XXIV q. 3 De illicita⁷⁰ これらのテキストからは以下のような結論が導き出されうる。すなわち、12世紀の最後の4半世紀に『Unum pro omnibus』法は、南ドイツでも中部ドイツでもアングロ・ノルマン学派のカノン法学においても、少なくとも主にカノン法の素養をもった法学エリートのみならず、しかし数の点ではまだ非常に小さなグループの中では、知られていたのだということである。それゆえ、ゲルンハウゼン証書における「citacione vocatus」および「trino edicto」という謎めいた表現がカノン法学の影響に基づいているということは、大いにありそうなことなのである。

V. グラティアヌスと『Unum pro omnibus』法

しかしながら、召喚に関する諸論文を考慮しなくとも、『Unum pro omnibus』法がおおよそ1160/70年ごろ以来、カノン法の教育を受けた者たちにとってなじみのものであったという結論に至ることは可能である。C.24, q. 3, c. 6—グラティアヌスがイヴォのパノルミアから引いた⁷¹、ランスのヒンクマルの55章からなる小品からのテキストにおいて、ユスティニアヌスのある新勅法に関連させながら以下のように言われている。「裁判官の3つの命令によって召喚され、3回の召喚布告かすべてを兼ねる1回の最終的召喚によって裁判官のもとへ呼び出されたが、召喚を受けた裁判官のもとへ出頭しようとしなない者に対しては、同様に懈怠の判決が下されうる。Quicumque tribus auctoritatibus iudicis conventus, vel tribus edictis fuerit ad iudicem provocatus, aut uno pro omnibus peremptorio, et presenciam suam apud eum iudicem, a quo ei denunciatum est exhibere noluerit, adversus eum quasi in contumacem iudicari protest」

⁷⁰ Schulte (注68), S. 292.

⁷¹ Panormie 5. 124, ed. Migne, P.L. vol 161, col.1241.

この文はボローニャの初期の教令集研究(ルフィヌス)においては注釈されていないのに対して、1168年ごろの Summa Parisiensis は「peremptorio」という語について、「すべてを兼ねる1回の召喚により。もしこの期間内に来ようとしなないならば、その者に対しては同様に懈怠の判決が下されるべきである。やむをえない必要性から欠席するのでなければ、その者は懈怠をおかしたことになるからである。uno pro omnibus, quod si in hoc spatium venire noluerit, in eum quasi in contumacem ferenda est sententia quia contumacia facit eum praesentem nisi ex necessitate est absens」⁷²と述べている。1年後にグラティアヌスのこの箇所は Summa Coloniensis の中にそのまま採録されている⁷³。したがって1170年ごろのフランス・ライン地方のカノン法学においては、『Unum pro omnibus』法は、グラティアヌスを通じてよく知られていたのである。Summa Coloniensis の著者、メッツのベルトラムは、ゲルンハウゼン証書の証人の中に登場する⁷⁴。かくして論証の環は閉じられるのである。

ゲルンハウゼン証書における召喚はまったく重要ではなかったという、ドイツの歴史家たちの今日支配的な見解は退けられねばならない。そうではなくてゲルンハウゼン証書における召喚は、12世紀の間のドイツにおけるローマ法文の早期継受を示す、1つの中心的な証言なのである。それはカノン法学を経由して起きたのであり、その際フランス・ライン地方の諸学派が決定的であった。この講演の最後に、私は既に以前に用いた定式を繰り返しておく。「中世学者による法史研究の総合は学識法と証書学である⁷⁵。」

⁷² T.P. McLaughlin (Hg.), The Summa Parisiensis on the Decretum Gratiani, Toronto 1952, S. 229 ad v. peremptorio.

⁷³ G. Fransen/S. Kuttner (Hg.), Summa „Elegantius in iure divino“ seu Coloniensis (MIC, Ser.A, Vol. 1, Tom II), Città del Vaticano 1978, S. 179.

⁷⁴ 私の研究 Die Kölner Kanonistik des 12.Jahrhunderts, Badenweiler 2008, S.16-18 を参照。ゲルンハウゼン証書の証人としてのメッツのベルトラムについては、ed. Appelt (注13), S.363 を参照。証書の証人の中で「メッツ司教ベルトラム Bertramms Metensis episcopus」は7番目に現れる。

⁷⁵ 私の論文 Lehrbuch contra Fälschung, DA 62 (2006), S. 536 を参照。

付録 I

Tractatus de induciis in MS München, Staatsbibliothek, Clm. 16084, fol. 10r und 17v

A modo in omni fere negotio tam civili quam ecclesiastico necessaria est de induciis cognitio. Distincte et breviter que circa has cognitio sunt utilia. Dicere proponimus que enim de his scripta reperimus, non solum diffusa set etiam confusa videntur. Sciendum itaque quod inducie alie dande sunt in pecuniaria causa, alie in criminali. Primo de his que in pecuniaria dande. Harum alie sunt citationis, alie deliberationis, alie preparationis, que et necessitatis dicuntur, alie appellationis, alie iudicationis sive executionis, id est solvendi, quod iudicatum est, alie restitutionis, alie expectationis. Inducie autem scitationis sunt sive ante litem contestatam sive post, quia et ante et post scitandus est reus, vel post litem contestatam etiam actor si absens fuerit trinis edictis vel uno peremptorio pro omnibus. Trina autem edicta complebuntur spatio X et X et X dierum secundum legem antiquam. Hodie autem per autenticum XXX et XXX et XXX dierum. Iuxta consuetudinem vero terre XV et XV et XV dierum. Unde peremptorium pro omnibus tantum habebit spatii quantum tria edicta simul, nisi post unum edictum, ut peremptorium velit facere peremptorium iudex. Tunc enim spatio duorum edictorum complebuntur. Inducie deliberationis sunt XX dierum, quas habet reus post libellum conventionalem sibi ab actore oblatum, in quibus deliberet an cedat an contendat, et he competunt ante litis contestationem. Inducie vero preparationis sive necessitatis sunt, quando lite contestata necessitate propter instrumenta requirenda litigatorum postulanti concedit inducias, quod facere non debet nisi causa cognita, et hoc semel vel si urgissima causa fuerit secundo, puta si aliquis testium ivit Jerulimam et huiusmodi. Has inducias ex diversitate locorum iudex ita moderabitur, ut si ex eadem provincia in qua lis agitur, instrumenta poscantur, non amplius quam tres menses indulgantur, si ex continentibus provinciis VI, si ex transmarinis VIII. Ita tamen moderabitur iudex has inducias et taxabit quod attendet quantitatem provinciarum, ut si parva sit provincia, etiam minus quam III menses, si in transmarinis valde remotis, plus etiam quam VIII menses indulgeat. He autem dilationes in pecuniariis causis sicut dictum est, plus quam semel non dantur actori, vel bis urgentissima rerum causa. In criminali autem causa due actori et III reo conceduntur. Inducie appellationis sunt post sententiam datam X dierum, infra quas licet remedio appellationis causam sublevare, set si coram iudice civili fuerit confessus vel convictus, non audietur appellans. Inducie iudicationis sive sunt quadrimestres que dantur reo condemnato infra quas satisfaciat victori, quas tamen iudex et prorogare et coartare poterit causa cognita. Inducias autem restitutionis dicimus non eas que dantur restituendis vel restituentibus, set eis, que dantur restitutes, ut si is qui spoliatus fuerit, et est restitutus, impeditur, ante quam respondeat, gaudeat beneficio restitutionis. Nec agimus modo de restitutione ordinum, set rerum, que dantur spoliatis et restitutis, antequam veniant ad causam, tanto tempore quanto fuerant exspoliati, quod ita exaudiendum est, ut non minus

quam VI mensium, nec maius quam anni et dimidii spatium contineant. Nam si per quinquennium vel per maius forte tempus fuerint spoliati non habebunt inducias quinquennales, ne licentia detur eis grassandi in rebus alienis. Inducie expectationis sunt que dantur vocato ad causam et venire nolenti, que quidem a diversis partibus vario temporum spatio indulgentur. Alii namque annum et dimidium, alii annum tantum, alii VI menses concedunt. In discretione tamen iudicis erit moderari quascumque inducias iuxta qualitatem personarum sive negotiorum. In criminali quoque causa alie sunt inducie citationis, alie preparationis sive necessitatis, alie appellationis, alie restitutionis, alie expectationis. Nonnulli tamen dicunt easdem esse expectationis et restitutionis, de quibus haec ut supra dicimus, et consimiliter de induciis appellationis. Inducie autem citationis in criminali causa sic dande sunt. Rustici et minores clerici iuxta consuetudinem terre scitabuntur per XV et XV et XV dies, vel per VII et VII et III et II et tandem unum. Et si tunc non venerint, excommunicabuntur. Nobiles vero et maiores clerici de sinodo ad sinodum vocabuntur. Vel si pro eadem causa sinodus ponatur, easdem habebunt inducias ut conprovinciales, ut illuc possint convenire. Et videtur hoc tempus determinatum, sc. quod infra mensem venire aut debeant ad causam suam legitime venire.

fol. 17 v: „Preparatoria in criminali ita moderande sunt, ut circumire possit reus vicinas provincias et consilium capere. Interim in qualibet sinodo se presentabit dicens se nondum circumvisse provincias nec consilium sufficiens habuisse. Sciendum quoque quod tota causa criminalis infra biennium, pecuniaria infra triennium debet terminari. Et hec de induciis sufficiant.”

付録 II

Tractatus de induciis in MS Leipzig, Stadt- und Universitätsbibliothek 1242, fol. 73r.

“Inducie alie sunt legales, alie canonice, alie iudiciales. Legales sunt ita: citationis, deliberationis, preparationis, necessarie instructionis, appellationis. Citationis tantum reo conveniunt, et in causis civilibus et criminalibus locum habent tam ecclesiasticis quam forensibus. Et distinguntur per tria intervalla XXX dierum vel uno peremptorio pro omnibus a iudice dato ut XXIII q. III De illicita. Deliberationis tantum reo conveniunt, et tantum in civilibus habent locum tam ecclesiasticis quam forensibus, ut III, q. III. § Spacium. Inducie instructionis que tantum actori necessarie sunt, et tantum in forensibus locum habent tam criminalibus quam pecuniariis, de quibus in q. III § Spacium. Appellationis que in omnibus causis locum habent de quibus II q. VI, ubi per totum. Canonice sunt tres. Restitutionis que sic modificande sunt ut nec annum excedant nec infra dimidium coarctentur de quibus III q. II Eiectis episcopis et alia capitula e.q. Per hoc capitulum determinatur, quamvis alii aliter dicant. Preparationis que tantum in causis ecclesiasticis tam criminalibus quam civilibus locum habent, de quibus III q. III De induciis, et sunt anni et dimidii ad plus,

ut anni dimidii ad minus. Expectationis sunt tantum ecclesiastice et tantum in criminalibus locum habent, et sunt unius mensis vel duorum, de quibus IV q. V Quisquis, XV q. VII Si autem, et tam actori quam reo conveniunt, quod haberi potest ex Co. Autentice, ubi dicitur eadem dierum dilatione debet gaudere accusatus et accusans, et loquitur C. q. ce (?) De episcopis, Autentice De presbiteris et diaconibus quod vero legitur V q. II, in c. illis. Dicunt quod ille inducie VII et VII dierum et duorum dierum addende sunt induciis istis ex misericordia, ut sic plenius comprobetur contumacia. Iudiciales sunt totius cause examinationis, et sunt iudicis, et sic modificande, quod causa criminalis infra biennium, civilis infra triennium terminetur. Iudicationis tantum in civilibus locum habent et sunt quadrimenstres, que tantum reo convenerunt (?), ut iudicatum solvat. De his ex terminis (?) etiam invenies (?) in legibus.”

付録 III

Tractatus De induciis, MS Erlangen, Universitätsbibliothek 342, fol. 116r - 116v.

„Uno edicto vel uno peremptorio pro omnibus citandus est reus. Quantum spatium temporis debebat prime vel secunde vel tercię inducie non habemus expressum in canone. In digestis vero veteribus habemus, quod quelibet X dies et ita omnes XXX. In novis sc. Iustiniani quelibet mensem, et ita omnes tres menses. In terciã tamen sive quarta causa dicitur, quod primo dande sint reo inducie VII dierum, et iterum VII, demum trium post duorum, ad ultimum unius dei. Set illud decretum de contumace datum, ubi etiam post contumaciam hec inducie dande sint. Illud tamen decretum suo loco multipliciter exponetur. Peremptorium autem facere edictum erit in potestate iudicis situm, utpote si alter advena vel in transitu sit, vel si iudici grave sit nuntium tociens mittere. In peremptorio tamen edicto dare debet quanto longiores potest inducias, ita ut tantum habeat spatii, peremptorium quantum alia trina edicio. Set post trinam vocationem vel unam peremptoriam pro omnibus non venerit reus, refert an fuerit ante litem contestatam vel post. Quod si vero ante mittendus est actor in possessionem. Quod si infra eundem annum et diem, unde non venerit, ipse habebit onus impetitoris, et ille commodum possessionis. Si autem post litem contestatam, refert, an voluntate absit, an necessitate, an contumaciter. Si voluntate abest, quoniam existimet se alia vice posse recuperare, refert an procuratorem habeat nec ne. Si habet, X dierum obtinebit inducias, ut interim, si veniat, etiam remedio appellacionis uti possit. Quod si necessitate abest, integre in iudicium restituetur. Interim tamen donec constiteretur, quod necessitate absit, si infirmitate detentus, pro contumace iudex habere poterit, et presumptioni standum, donec probetur in contrarium. Si autem contumaciter abest, iudex contrahet habere modicum, id est discretum iudicium, id est pro discreto iudicio contumacem absentem iudicabit quasi presentem.”

(訳者後記)

本稿は2010年11月13日に北海道大学法学研究科 GCOE 研究会（ドイツ史研究会・法理論研究会共催）で行われた講演の日本語訳である。ペーター・ランダウ氏は1935年ベルリンに生まれ、ベルリン自由大学、フライブルク大学、ボン大学で法学、歴史学、哲学を学んだ後、1964年にボン大学で博士号を取得、1968年にはやはりボン大学で教授資格を取得した。1968年からレーゲンスブルク大学法学部教授、1987年からはミュンヘン大学法学部教授となり、2003年の定年までその職にあった。ランダウ氏の主要な研究分野は中世教会法史であり、博士論文である *Die Entstehung des kanonischen Infamiebegriffs von Gratian bis zur Glossa ordinaria, Köln-Wien 1966*、教授資格取得論文である *Ius Patronatus. Studien zur Entwicklung des Patronats im Dekretalenrecht und der Kanonistik des 12. und 13. Jahrhunderts, Köln-Wien 1975* 以外にも多数の業績が公表されており、その一部は論文集 *Kanones und Dekretalen. Beiträge zur Geschichte der Quellen des kanonischen Rechts, Goldbach 1997* にまとめられている。とりわけ12世紀までの教会法源・教会法学作品の写本に関する該博な知識は他の追随を許さぬものがあり、世界の中世教会法研究をリードする第一人者と言ってよい。今回の来日では、札幌以外に東京と新潟でも講演された。来日を組織された西川洋一教授（東京大学）、源河達史准教授（新潟大学）、当日司会の労を執られた長谷川晃教授（北海道大学）に感謝申し上げる。